

新潟市消費生活条例・同施行規則関係部分(抜粋)

○条例関係部分の抜粋

(市民の意見を聴く会)

第25条 公益的事業者が、その料金を変更しようとするときは、事前にその旨を市長に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認めるときは、広く市民の意見を聴く会を事業者の協力を得て開く等、消費者の意見を反映させるよう努めなければならない。

3 第1項に規定する公益的事業者の範囲については、規則で定める。

○規則の関係部分の抜粋

第4条 条例第25条第1項の規定により公益的事業者が市長に通知する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 申請の時期
- (2) 料金を変更しようとする理由
- (3) 変更しようとする料金の内容

2 条例第25条第2項に規定する市民の意見を聴く会は、料金体系の全体に及ぶ変更を行う場合に開催するものとし、それ以外の場合には、市長が市民に広く呼びかけ意見等を聴取する方法によるものとする。

ただし、市長が相当と認めるときはこれらの方法以外の方法で行うことができる。

3 市長は、料金体系の変更についての通知があった場合は、必要に応じて新潟市消費生活審議会の意見を聴くことができる。

4 市長は、市民の意見をまとめ、条例第25条の規定により市長に通知した公益的事業者及び関係行政機関に市民の意見として通知するものとし、必要に応じてその公益的事業者から意見に対する報告を求めることができる。

5 条例第25条第3項に規定する規則で定める公益的事業者の範囲は、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営む者とする。ただし、同法第9条第4項の規定による国土交通省令に基づき設置した新潟市地域公共交通会議で協議する事業者を除くことができる。